

婚姻届

手続チェックシート

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

戸籍届	No	手続	チェック	手続の際に必要なもの	よる代 理人 手続に しまし ました	お 手続し て くださ い 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	1	婚姻届			<p>○婚姻届出用紙 (A3サイズの所定用紙) ご結婚されるお二人の署名(※押印不要) 証人(成人お二人)の署名(※押印不要) 未成年の方は、親の同意書</p> <p>○マイナンバーカード ※氏(姓)や住所が変更となる方のみ</p> <p>※外国人の方と婚姻する場合は、上記以外にも必要な書類がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>婚姻届は、受付時間以外でも、アウガ警備室および浪岡庁舎守衛室でお預かりいたします。受付時間以外にお預かりした届書および土日祝日の受付時間に各窓口にてお預かりした届書は、記入内容に不備がある場合、改めて窓口にお越しいただき、訂正していただくこともありますので、提出いただく前に、平日に担当職員による届書の記入内容の確認を済ませてから提出されることをおすすめいたします。受付時間は12ページをご覧ください。</p> </div>	可		<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ⑥番窓口 (戸籍チーム) ☎017-734-5242</p> <p style="text-align: center;">支所等</p>

- ・★マークの手続は、婚姻届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- ・「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、その際に必要となるものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

住所等	No	あてはまる方はいますか？	チェック	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる代 理人 手続に しまし ました	お 手続し て くださ い 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	2	★住所を異動した方	受付		<p>住民異動届 (転入届)(転居届) (転出届)</p>	<p>○転出証明書(転入する方) ○届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等)</p>	可		<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241</p> <p style="text-align: center;">支所等</p>
3	★住民票が同一住所で別世帯になっている方	受付		<p>世帯合併届または世帯変更届 (世帯変更届)</p>	<p>※以上のほか、届出によって必要なものが異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。</p>	可		<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241</p> <p style="text-align: center;">支所等</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128</p>

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	代 理 人 手 続 に よ り し ま し た お 手 続 日 数 を お し ら せ て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ 先)	
住所等	4	★住民基本台帳カードをお持ちの方	連絡票	記載事項変更手続 (住民基本台帳カード表面 記載事項変更届)	○住民基本台帳カード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
	5	★住民基本台帳カードで電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)	説明	氏(姓)の変更により、電子証明書が失効します。住民基本台帳カードへの電子証明書の新規発行は終了しておりますので、必要な方はマイナンバーカード(電子証明書を含む)の交付申請をしてください。	可			
	6	★マイナンバーの通知カードをお持ちの方	不要	令和2年5月25日から通知カードの記載変更は行っておりません。 (氏(姓)の変更後は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。)				
	7	★マイナンバーカードをお持ちの方	連絡票	記載事項変更手続 (個人番号カード券面記載 事項変更届)	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	
	8	★マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)	連絡票	署名用電子証明書の発行申請 (署名用電子証明書新規発 行申請書)	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(6～16桁の英数字)	可		
	9	★マイナンバーカードを申請中の方	説明	再度申請が必要な場合がありますので、受付担当にご確認ください。				
	10	婚姻後の 戸籍謄本等が必要な方	説明	婚姻後は、夫婦の新しい本籍地の市区町村で戸籍を作成します。(既に戸籍の筆頭者となっている場合は除きます。)婚姻届提出後、本籍地の市区町村にご請求ください。なお、新しい戸籍謄本等が交付できるようになるまでには日数を要し、その日数は市区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。 【郵便請求】 本籍地が遠方の場合や本籍地の市区町村の開庁時間に来られない方は、戸籍謄本等を郵便請求することが可能です。本籍地の市区町村にお問い合わせください。 本籍地が青森市の方は、青森市ホームページにも郵便請求の方法を掲載しておりますので、ご参照ください。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ①窓口 (窓口対応チーム) ☎017-734-5239 支所等	
	11	婚姻後の 住民票の写し等が必要な方	説明	住民票の写し等が交付できるようになるまでの日数は、市区町村によって異なりますので、住所地の市区町村に直接お問い合わせください。	可			浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よる代 理人 手続に し ま し た お 手 後 日 に お く ら い し て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
住所等	12	★ 住民票、マイナンバーカード等に旧氏(旧姓)の併記を希望する方	説明	旧氏記載請求書	○旧氏が記載された戸籍簿本等 ○請求者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等) ○マイナンバーカード(お持ちの場合)	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総務窓口チーム) ☎0172-62-1128
	13	★ 氏(姓)または氏名で印鑑登録をしていて、氏(姓)が変更となる方	連絡票	印鑑登録申請 (印鑑登録申請書)	○登録する印鑑 ※印鑑の素材や大きさによって登録できない印鑑がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 ○官公署が発行した顔写真付き本人確認書類	可	駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
国民健康保険	14	★ 国民健康保険に加入していて、氏(姓)が変更となる方	預かり	被保険者証の氏(姓)変更手続 (国民健康保険資格異動届)	○国民健康保険被保険者証 ○世帯主および氏(姓)が変更となる方のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	支所等
		待機依頼	婚姻により社会保険等の扶養となったときは、国保喪失届の提出が必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。	○国民健康保険被保険者証 ○世帯主および氏(姓)が変更となる方のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可			
	15	★ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	預かり	認定証の氏(姓)変更手続	○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	支所等
		(発券)	新しい認定証の交付を希望する、または修正の余白がない	○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可			
16	★ 妊産婦十割給付医療証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	預かり	医療証の氏(姓)変更手続	○青森市妊産婦十割給付医療証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343		

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続に 可 可	完了した 可	後日 お手続きして ください 可	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	★ 特定疾病療養受療証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	受療証の手書き修正を希望する	当日受付は 預かり (発券)						駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
国民健康保険	17	★ 特定疾病療養受療証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	受療証の手書き修正を希望する	受療証の氏(姓)変更手続	○特定疾病療養受療証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合)	可	可	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	後期高齢者医療制度	18	★ 後期高齢者医療制度に加入していて、氏(姓)が変更となる方	説明	後日、担当課から新しい後期高齢者医療被保険者証を送付いたします。届きましたらお手元の被保険者証を直接または郵送で担当課へ返還していただくか、自己責任において破棄してください。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	
		19	★ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	説明	引き続き該当する場合は、後日、新しい限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付します。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
20	★ 特定疾病療養受療証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	説明	後日、新しい特定疾病療養受療証を後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付します。							
国民年金	21	老齢・障害・遺族基礎年金を受給していて、氏(姓)が変更となる方 (支給停止中の方も含まれます。)	(発券)	状況に応じて必要な手続が異なりますので、詳しくは担当課または日本年金機構青森年金事務所へお問い合わせください。		可			日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7495 (音声案内 1を押した後に2を押す) 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153

国民年金

介護保険

高齢者福祉

支所等は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続に しましたか？	お手続き の完了 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
国民年金	22	第3号被保険者に変更となる方 第3号被保険者・・・ 厚生年金、共済組合の 加入者に扶養されている 配偶者	説明	扶養する方の勤務先で手続をしてください。			扶養する方の勤務先		
	23	国民年金加入者 (20歳から60歳まで)で、 第1号被保険者の方 第1号被保険者 自営業者、 農業者・ 漁業者、 学生および 無職の方と その配偶者	不要	年金手帳の氏(姓)変更の手続 氏(姓)が変更となる方 年金手帳を持っている	手続は不要です。お持ちの年金手帳の氏(姓)はご自身で修正してください。		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	
	24	基礎年金番号通知書を持っている	説明	基礎年金番号通知書の氏(姓)変更の手続 (基礎年金番号通知書再交付申請)	○基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの	可			
	25	保険料の全額免除または納付猶予が承認されており、翌年度の継続審査を希望している	説明	配偶者情報変更の手続き (国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届)	手続方法は右記にお問い合わせください。			日本年金機構 青森年金事務所 ☎017-734-7495 (音声案内 2を押した後に2を押す)	
	26	★ 介護保険被保険者証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	当日受付は 転記 回収	被保険者証の氏(姓)変更手続 後日、担当課から新しい介護保険被保険者証を送付いたします。	○介護保険被保険者証	可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑦番窓口 (介護認定チーム) ☎017-734-2308 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
27	★ 介護保険負担割合証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	当日受付は 転記 回収	負担割合証の氏(姓)変更手続 後日、担当課から新しい介護保険負担割合証を送付いたします。その際、婚姻により世帯員が変更となり、それに伴い負担割合が変更となる方には、お知らせを同封いたします。	○介護保険負担割合証	可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑧番窓口 (給付チーム) ☎017-734-5362		
高齢者福祉	28	高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)をお持ちで、氏(姓)が変更となる方 ◆市営バス等を低料金で利用できる乗車証です。	担当課	乗車証の再交付申請 (高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)再交付申請書) ○高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証) ※紛失等により持参できない場合は、本人の名前(氏(姓)変更後)・生年月日・住所が確認できるもの(健康保険証等)をお持ちください。 ○顔写真1枚(無帽、背景なし、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm、6ヶ月以内の証明写真) ○交付手数料1,000円 (介護保険料の段階により無料となる場合があります。)			駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑩番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134	

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	よる代理人 手続に した 完了 した た く だ さ い て お 手 続 し て 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	氏(姓)が変更となる	健康保険被保険者証の世帯員が変更となる						
障 が い	29	氏(姓)が変更となる	担当課	受給者証の氏(姓)変更手続 (自立支援医療費受給者証 記載事項等変更届出書)	○精神通院医療受給者証 ○受給者の認印 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可		
	30	精神通院医療受給者証をお持ちの方 健康保険被保険者証の世帯員が変更となる	担当課	世帯状況の変更手続 (自立支援医療費支給認定 (変更)申請書)	○精神通院医療受給者証 ○受給者の認印 ○受給者の健康保険被保険者証 ※受給者が国民健康保険や国民健康保険組合等に加入している場合は加入者全員分が必要となります。 ○受給者の年金受給額がわかるもの ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
	31	障害福祉サービス等受給者証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証	担当課	受給者証の氏(姓)変更手続 (申請内容変更届) および 利用者負担額の変更手続 (支給変更申請書兼利用者 負担額減額・免除等変更 申請書)	○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可		浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
	32	地域生活支援事業を利用して、氏(姓)が変更となる方 ◆日中一時支援事業 ◆外出介護サービス事業 ◆訪問入浴サービス事業 ◆入院時意思疎通支援事業	担当課	決定通知書の氏(姓)変更手続 および 利用者負担額の変更手続 (変更届)	○各事業の決定通知書のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可		駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327
	33	特別児童扶養手当を受給している方	対象となっている児童	担当課	資格喪失手続 (特別児童扶養手当資格喪失届)	○特別児童扶養手当証書	可	
34	氏(姓)が変更となる方	保護者・養育者等	担当課	氏(姓)変更手続 (特別児童扶養手当氏名・住所変更届)	○特別児童扶養手当証書 ○戸籍謄(抄)本 ※婚姻による受給者変更の場合は、担当課にご相談ください。	可		

支所等は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続に しました	完了した かどうか お手続き 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ 先)	
	障がい者手帳をお持ちで、氏(姓)が変更となる方	No.26~31のうち、ひとつでも該当する、または該当するか不明								
障がい	35	◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳	No.26~31のいずれにも該当しない	担当課 申・預かり 当日受付は	障がい者手帳の氏(姓)変更の手続 (身体障害者手帳変更届(愛護手帳(療育手帳)交付等申請(届出)書(障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書))	可 可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
	36	市営バスまたはJRバス福祉乗車証をお持ちで、氏(姓)が変更となる方		担当課	乗車証の再交付申請(福祉乗車証交付申請書)	○福祉乗車証 ○障がい者手帳 ○顔写真1枚(縦3.5cm×横2.5cm)	可			
	37	★青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴をお持ちで、氏(姓)が変更となる方		預かり 当日受付は	利用券綴の氏(姓)変更手続	○青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴	可			
	38	★青森市福祉自家用車給油券綴をお持ちで、氏(姓)が変更となる方		預かり 当日受付は	給油券綴の氏(姓)変更手続	○青森市福祉自家用車給油券綴	可			
	39	重度心身障害者医療費助成を受給している方		(発券)	状況に応じて必要な手続が異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。		可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
0歳から中学生のお子さんがいる方							
40	子ども医療費助成を受給している	(発券)		状況に応じて必要な手続が異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
41	受給者が公務員	説明		受給している方またはこれから受給する方が公務員の場合は、勤務先へ申請をしてください。		受給している方またはこれから受給する方の勤務先	
42	氏(姓)が変更となる	担当課	変更手続 (児童手当・特例給付に係る変更届)	○普通預金通帳(受給者の口座の名義が変更となる場合)	可		
43	養育する児童の人数が増える	担当課	額改定手続 (児童手当・特例給付額改定認定請求書)	○請求者の健康保険被保険者証 (※新たに3歳未満の児童を養育する場合のみ)	可		
必要なものがすべてそろわなくても手続ができますので、婚姻日翌日から15日以内に必ず手続をしてください。							
44	児童手当を受給している 家計の主宰者が変わる	担当課	受給している方の消滅手続 (児童手当・特例給付消滅届) および これから受給する方の認定請求手続 (児童手当・特例給付認定請求書)	これから受給する方の ○健康保険被保険者証(※3歳未満の児童がいる方のみ) ○普通預金通帳 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※以上のほか、請求者の状況に応じて添付書類(年金加入証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問合せください。	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
45	上記のいずれにもあてはまらない	担当課		状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。 (市外に住民票がある方と婚姻した場合など)	可		
就学前のお子さんがある方							
46	保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している	担当課	保護者等の変更手続 (教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書)	○保護者の認印(自署する場合は不要です。)	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1153

子ども

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	代理手続 しました 完了した お手続日 ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
小学生のお子さんがいる方							
47	放課後児童会を利用している	担当課	保護者等の変更手続 (放課後児童会家庭状況等 変更届)	なし	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1153
小学生・中学生のお子さんがいる方							
48	保護者の変更を希望する	担当課	保護者の変更手続 (児童・生徒の改姓等の 届)	なし ※各小・中学校にも届出用紙がありますので、お子さんが通学している学校への提出も可能です。 ※県立特別支援学校、私立中学校に在籍の場合は、通学している学校へ連絡してください。	不可	駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 または、各小・中学校	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003 または、各小・中学校
49	氏(姓)が変更となる ◆児童生徒 ◆保護者	担当課	氏(姓)変更手続 (児童・生徒の改姓等の 届)	手続は保護者の方に限ります。	不可		
50	就学援助を受給している	説明	就学援助の再申請 (就学援助費申請書(世帯 票))	申請用紙は各小・中学校にあります。 各小・中学校で申請をしてください。	一部可	駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003
小児慢性特定疾病医療費助成を受給している							
51	青森市小児慢性特定疾病医療費 医療受給者証をお持ちで、受給 者証の記載事項が変更となる	担当課	受給者証の記載事項変更手 続 (小児慢性特定疾病医療受 給者証等事項変更届)	○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ○婚姻後の世帯全員のマイナンバーがわかるものと届 出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可	青森市保健所(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
	婚姻により加入の健康保 険被保険者証が変更とな る	担当課		別途手続が必要となりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	代理人による手続きに し ま し た	完了 した 後 日 お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
ひとり親家庭等に該当していた方								
52	ひとり親家庭等医療費助成を受給している	発券	受給資格証の返還 (青森市ひとり親家庭等医療費受給資格変更(消滅)届)	○青森市ひとり親家庭等医療費受給資格証	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
53	児童扶養手当を受給している	担当課	資格喪失手続 (児童扶養手当資格喪失届)	○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっているかたには、証書は発行されません。) 【・手当が支給停止となっているかたも届出が必要で】	不可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
54	青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主、連帯借主、連帯保証人	担当課	氏(姓)変更手続 (氏名等変更届)	○届出人の認印(自署する場合は不要です。)	可			
55	犬の登録をしていて、氏(姓)が変更となる方	説明		担当課へ電話でお知らせください。(変更前・変更後の飼い主の氏名と住所が必要です。)	可		青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
56	青森市保健所に届出や許可等を受けている方	説明		医事・薬事に関する届出や許可等 【各種届出がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。】	可		青森市保健所(1階) 保健予防課 (医事薬事チーム) ☎017-765-5281	
				理美容、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、温泉利用施設、特定建築物、貯水槽及び井戸水、食品衛生、集団給食施設等に関する届出や許可等			青森市保健所(別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288 (食品衛生チーム) ☎017-765-5293	
57	風しん抗体検査・風しん予防接種を希望する方 ◆妊娠を希望する方およびその配偶者等	説明		【風しん抗体検査】 対象者(左記の他に要件あり)、受診方法等の詳細は担当課へお問い合わせください。	可		青森市保健所(1階) 感染症対策課 (感染症チーム) ☎017-765-5282	
58	◆風しん抗体価が低い妊婦の配偶者等	説明		【風しんワクチン接種費用助成】 対象者(左記の他に要件あり)、接種方法、申請方法等の詳細は担当課へお問い合わせください。	可		青森市保健所(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2986	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)			青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)			
				よ代 る理 手人 続に	し ま し た	お 手 続 後 日					
そ の 他	59		市民図書館の利用者カードをお持ちの方で、氏(姓)が変更となる方	担当課	氏(姓)変更手続 (氏名等変更届)	○利用者カード ○変更後の氏(姓)が確認できるもの(住民票の写し、運転免許証等) ※住民票の写しは確認後返却いたします。	不可	完了	お手続き後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	60		市営バス等で発行の記名式AOPASSをお持ちの方で、(姓)が変更となる方	担当課	氏(姓)変更手続 (記名式AOPASS個人情報変更申込書)	○記名式AOPASS ○変更後の氏(姓)が確認できるもの(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード等)	可			青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	61		水道の利用者名(契約者名)が変更となる方	担当課	担当課へ電話でお知らせください。(住所、氏名、領収書等に記載されている「お客さま番号」等が必要です。)		可			青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	62		浄化槽を使用している方	担当課	浄化槽管理者変更報告書 変更の日から30日以内	浄化槽の管理者が変更または管理者の氏名が変更になった場合は、手続が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。	可			青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	63		青森市営住宅に既にお住まいの方、青森市営住宅に既にお住まいの方と婚姻する方	担当課	世帯状況により手続が異なりますので、詳しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせください。		可			青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	64		市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、児童保育負担金、放課後児童会負担金の口座振替を利用していた方で、口座名義人の氏(姓)が変更となる方	担当課	口座振替変更手続 (青森市市税等口座振替依頼書)	○口座振替者の通帳 ○口座振替者の金融機関届出印 ○納税(入)通知書(口座振替用) ※お近くの金融機関等の窓口でも手続できます。	可			青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)

各市民センターおよび浪岡中央公民館でもお手続きできます。

《ご注意ください》

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合はマイナンバーを証明する書類として使用



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課（総合窓口）（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日（9:00～17:00）は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり（受理決定は翌平日の開庁日となります）、マイナンバーカードの交付（事前予約が必要）のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00） ※土曜日（9:00～17:00）は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり（受理決定は翌平日の開庁日となります）のみ行っています。
- ・支所（浜館、奥内、原別、後潟、野内）、情報コーナー（中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田）（平日 8:30～17:00）

※いずれの窓口も年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越に伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。

令和6年4月9日更新